## 商品概要説明書 【スーパー元気500定期預金】

2024年10月1日現在

1. 商品名	・スーパー元気500定期預金
2. 販売対象	・当金庫で国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかをお受取りのお客さま
	(本定期預金の取扱いは年金受取口座の開設店に限ります。)
3.期間	·1年
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続型)の取扱いができます。
4. 預 入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1万円以上500万円以下
	(スーパー元気500定期預金を既にお預入れいただいている場合は、既契約分と合算し
	て 5 0 0 万円以内とします。)
(3)預入単位	・ 1 円単位 
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息	
(1)適用金利	・固定金利
	・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー元気500定期預金の利率を適用します。
	ただし、継続日に当金庫で国民年金、厚生年金または共済年金のいずれかを受給中である
	ことを確認できないときは、継続日における1年ものの自由金利型定期預金(M型)の店頭
(-) ~	表示利率を適用します。
(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	<ul> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>・利息には20.2150/(国税15.2150/ 地土税50/ の税会がかかります。</li> </ul>
7.税 金	・利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
	*2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には
	「復興特別所得税 (国税 $15\% \times 2.1\% \rightarrow 0.315\%$ )」が課税されます。
8. 手 数 料	
9. 付加できる	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。
特約事項	(マル優の対象条件等は法令の定めによります。)
10. 期限前解約	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約す
時の取扱	る場合は、預入期間に応じた期限前解約利率(詳しくは <u>「自由金利型定期預金(M型)及</u>
	<u>び変動金利定期預金の期限前解約利率」</u> をご覧ください。)及び預入日から解約日の前日ま
	での日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
11. 金利情報の	・金利は当金庫ホームページの「預金金利」より「定期預金」、店頭掲示のポスターまたは
入手方法	店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本
適用	1,000万円までとその利息が保護されます。

(次頁に続く)

## 13. 苦情処理措置

· 紛争解決措置

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)に 営業店またはリスク統括部(午前9時~午後5時、電話番号:0120-119-034) にお申し出ください。

紛争解決措置 東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)、神奈川県弁 護士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図るこ とも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日(土・日・祝 日及び12/31~1/3を除く)に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所 (午前9時~午後5時、電話番号:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所 (午前9時~午後5時、電話番号:03-5524-5671) にお申し出ください。

また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際に は、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議 システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争 を移管し、解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リス ク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

## 14. その他参考と なるべき事項

- ・この定期預金は、当金庫で年金を受給されているお客さまのために、1年ものの自由金利 型定期預金(M型) [単利型] または1年ものの自動継続自由金利型定期預金(M型) [単利 型〕の利率を優遇した商品でございます。
- ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- 総合口座の担保とすることはできません。
- ・取扱期間は当金庫ホームページの「預金金利」より「定期預金」、店頭掲示のポスターまた は店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧ください。
- ・金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。